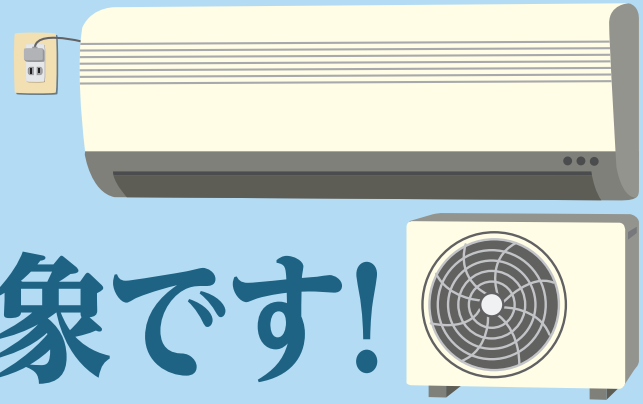


賃貸住宅オーナーの皆様へ

家庭用エアコンは 家電リサイクル法の対象です!



賃貸住宅の家庭用エアコンは、法律に沿って正しくリサイクルしてください。
～ 備付けの家庭用エアコンの取替えの際は、家電リサイクル! ～

経済産業省商務情報政策局
情報産業課

環境省環境再生・資源循環局
総務課リサイクル推進室

賃貸住宅の家庭用エアコンも 家電リサイクル法対象機器

あなたの所有している賃貸住宅の家庭用エアコンは、家電リサイクル法等に基づき正しく処分することができているだろうか。

家庭用エアコンは家電リサイクル法の対象機器であるが、賃貸住宅などの備付けのものが排出される場合(つまり産業廃棄物である場合)であっても、家電リサイクル法が適用されることに変わりはない。家電リサイクル法対象機器は、家電メーカーがリサイクルを行う仕組みとなっており、特別な処分方法が定められているため、注意が必要である。

家庭用エアコンは家電リサイクル法上の「小売業者」に引き渡してリサイクル

家庭用エアコンについては、一般的には、機器の所有者が排出者になる。したがって、賃貸住宅においてオーナーが所有する家庭用エアコンを廃棄する場合は、オーナーが排出事業者となる。

家電リサイクル法の対象機器については、機器の小売販売を行っている「小売業者」に、一定の場合に廃家電を引き取る義務と、引き取った機器を家電メーカーの指定引取場所に運搬して

家電メーカーに引き渡す義務がある。家庭用エアコンを処分する際には、新しい機器を購入する「小売業者」に引取りを依頼するなどして、指定引取場所に運んでリサイクルを行っていただきたい。

この点、賃貸住宅のエアコンについては、賃貸住宅の恒常的な整備と一体でエアコンの取替えが行われている場合もあり、機器の販売に係る契約内容が様々であることから、どの者が「小売業者」であるのかも様々である。どの者から機器を購入しているのか、売買関係を御確認の上で、「小売業者」に対して引取りを依頼していただきたい。

なお、「小売業者」に依頼するのではなく、指定引取場所に直接運搬するなどしてリサイクルを行う方法もある。

家電リサイクル券を使って、 家電メーカーに正しく 引き渡されたことを確認!

家電リサイクル券の番号による
確認結果は、家電リサイクルの証拠

排出者が小売業者に廃家電4品目を引き渡すと、小売業者からは家電リサイクル券の排出者控が交付される。この家電リサイクル券に記載されている「お問合せ管理票番号」を一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センターのホームページで入力すると、指定引取場所にお

いて家電メーカーに正しく引き渡されたことが確認できる。排出者としてはここまで確認できれば問題ない。

なお、賃貸住宅においては、排出事業者に代わって、日々の賃貸住宅管理などを行っている会社が家電リサイクル券の排出者控を受け取っている場合も多いため、家電リサイクル券の排出者控をお持ちでない排出事業者は、そうした会社に御確認いただきたい。

不適正な処理を行うと 排出事業者の責任が問われる

賃貸住宅の家庭用エアコン(オーナー所有)を廃棄する際には、当該エアコンは産業廃棄物の扱いとなる。

産業廃棄物については、廃棄物処理法上、排出事業者が責任が課されている。例えば、他の事業者が処理を委託して、その受託事業者が委託元の排出事業者に無断で不法投棄や不適正処理を行った場合であっても、排出事業者には法的な責任追及があり得る。

賃貸住宅の家庭用エアコンの排出事業者は、本来に適正な扱いができていないのか、実務的な管理を行っている会社と連携するなどして、家電リサイクル券などを用いて、しっかり確認を行う必要がある。

詳しい
処分方法は
こちら

資料を
ご確認ください

家電4品目を使用している事業者向けの
排出方法案内資料(経済産業省・環境省)
http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/recycle_office.pdf



家電メーカーへの引渡し確認
(一般財団法人家電製品協会)

https://rkc-bu-in3.rkc.aeha.or.jp/plsql/rkc_web/p_kt330080/

